

### (8) その他

#### 【対象者を特定しない施策】

①日曜、祝日における県内の精神科病院の当番制により精神科救急医療を実施します。〈介〉  
(各精神科病院、県障害福祉課)

②入院しやすい病棟づくりを行います。〈介〉  
(県精神科病院協会)

## 9 社会全体の自殺リスクを低下させる

社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

### (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

#### 【対象者を特定しない施策】

①自殺予防に関する相談対応を行います。また、自殺の危険を示す相談には十分な配慮を持って継続的に対応します。〈全〉  
(長崎いのちの電話)

②一般保健・精神保健に関する相談対応を行います。【再掲】

ア 精神科救急情報センターにおける24時間の精神医療相談窓口〈全〉  
(県精神科救急情報センター)

イ 心の健康・ギャンブル・アルコール・薬物に関する相談〈全〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

ウ 「こころの電話相談」〈全〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

エ うつ病などの心の健康〈全〉  
(県保健所)

オ 心とからだの健康相談、性・子育て・介護の相談(まちの保健室)〈全〉  
(県看護協会(各支部))

③身近な精神科等の医療機関についての相談対応を行います。〈全〉  
(県保健所、県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

④青少年・子どもに関する相談対応を行います。

ア 育児、いじめ、不登校、障害のある子どもの就学などの相談(24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)、メール・SNS相談窓口)〈全〉  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)

イ 児童及び家庭に関する悩みごとについての相談〈全〉  
(県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター、県福祉事務所)

ウ 少年問題全般に関する相談(少年相談、ヤングテレホン)〈全〉  
(警察)

エ 育児、不登校、要保護児童などハイリスク家庭についての相談〈全〉 (県保健所)

オ 不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や悩みについての総合相談〈全〉  
(県こども未来課(県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」))

⑤女性に関する相談対応を行います。【再掲】

ア 配偶者等からの暴力・家庭不和等の相談・一時保護〈全〉  
(県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター(配偶者暴力相談支援センター))

イ 女性の被害時の相談(人身安全対策課、性犯罪被害相談電話)〈全〉  
(警察)

ウ 交際相手や配偶者からの暴力の相談・支援〈全〉  
(NPO法人DV防止ながさき)

⑥男女共同参画に関する相談対応を行います。

ア 一般相談  
家庭・職場・地域における悩みやストレスに関する相談〈全〉【再掲】  
(県男女共同参画推進センター)

イ 男性専用相談  
悩みやストレスを抱え込みがちな男性のための専用窓口による相談〈全〉  
(県男女共同参画推進センター)

⑦障害に関する相談対応を行います。

ア 障害(身体・知的・精神)の相談(障害者110番)〈全〉  
(一社)長崎県手をつなぐ育成会)

イ 障害者(精神)の就労に関する相談・支援〈全〉  
(県保健所)

⑧生活・福祉に関する相談対応を行います。

ア 生活保護に関する相談<全>  
(県福祉事務所、県福祉保健課)

イ 生活・福祉の心配ごと相談(民生委員・児童委員・弁護士などによる)<全>  
(各市町社会福祉協議会)

ウ 生活困窮者自立支援事業における市民相談<全>  
(各市町社会福祉協議会)

⑨消費生活に関する相談対応を行います。

ア 悪質商法や多重債務など消費生活トラブルの相談(消費生活相談窓口)<全>  
(県消費生活センター)

イ 各種資金の貸付(総合支援資金等)<全>  
(各市町社会福祉協議会)

⑩法律に関する相談対応を行います。【再掲】

ア 職場のトラブル、いじめ問題、離婚、DV、消費者被害など様々な分野の法的トラブルに応じた法律相談全般<全>  
(県弁護士会)

イ 解決に役立つ法制度や適切な相談機関等の情報提供、経済的に余裕のない方への無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え<全>  
(日本司法支援センター(法テラス))

⑪労働に関する相談対応を行います。【再掲】

ア 労働問題について、労働者・事業主からの相談(長崎労働局総合労働相談コーナーほか)<全>  
(長崎労働局、各労働基準監督署)

イ 不払い残業・不当解雇・長時間労働など労働関係全般の相談(なんでも相談ダイヤル)<全>  
(連合長崎)

⑫金融・経営に関する相談対応を行います。

ア 貸金業に関する相談<全>  
(日本貸金業協会)

イ 中小企業向け制度資金の相談<全>  
(県経営支援課、県商工会連合会、各商工会議所、信用保証協会)

⑬倒産のおそれのある中小企業者からの相談対応を行います。<全>  
(県商工会連合会、各商工会議所)

⑭人権問題に関する相談対応を行います。<全>  
(長崎地方法務局、県人権教育啓発センター)

⑮犯罪被害に遭われた方やその家族などに対し、法制度の紹介、適切な相談窓口や関係機関・団体の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。<全>  
(日本司法支援センター(法テラス))

⑯交通事故に関する相談対応を行います。

ア 損害賠償・過失程度・示談・自賠責保険の請求等の交通事故相談<全>  
(県交通事故相談所(県庁内))

⑰その他の相談対応を行います。

ア 遺族支援に関わる関係者からの相談<全>  
(自死遺族支援ネットワークRe)

イ 困りごと全般の相談(警察安全総合相談室)<全>  
(警察)

ウ インターネット上の自殺予告事案などの相談(サイバー犯罪相談)<全>  
(警察)

エ 自殺に限らず生活上(職場・家庭・地域等)の相談<全>  
(カウンセリング:メール・電話も含む)受付、カウンセラーの派遣(あるいは巡回)  
(日本産業カウンセラー協会)

⑱自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口を掲載したパンフレットを随時改訂し、ホームページに掲載します。<予>  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

⑲保健所の精神保健福祉相談の周知を図ります。<予>  
(県保健所)

⑳警察の各種相談窓口(警察安全相談、性犯罪被害相談電話、ヤングテレホン等)について県警のホームページに掲載し、広報を行います。<予>  
(警察)

㉑ホームページによる広報を行います。<予>  
(自死遺族支援ネットワークRe)

⑳機関紙「長崎いのちの電話だより」を発行します。また、ポスター・チラシの配布及びホームページによる広報を行い自殺予防電話相談の周知を図ります。〈予〉  
(長崎いのちの電話)

㉑消費生活トラブルの相談窓口について、ホームページ、広報誌等による広報を行います。〈予〉  
(県消費生活センター)

㉒DVIについての予防啓発を行います。〈全〉  
(県子ども家庭課、NPO法人DV防止ながさき)

㉓各相談機関担当者による連絡会議を定期的に開催し、相互の情報共有を図るとともに、連携体制を構築します。〈全〉  
(県障害福祉課、警察)

㉔各市町がそれぞれの地域特性に応じた相談体制を整備していくことができるよう支援します。〈全〉  
(県保健所、県障害福祉課)

㉕精神保健医療福祉協議会や地域・職域連携推進協議会において、自殺問題に関する関係機関での情報交換・協議を行うとともに、管内関係者(医療・保健・福祉・教育・労働・警察等)を対象として自殺に関する研修会を開催し、管内におけるネットワークを構築します。〈全〉  
(県保健所)

㉖弁護士会のホームページ掲載、弁護士会の法律相談、日本司法支援センター(法テラス)の制度を使った無料法律相談を実施します。〈介〉  
(県弁護士会)

㉗当事者、関係者からの連絡により、必要に応じて家庭訪問します。〈全〉  
(県保健所)

㉘自殺する危険性のある行方不明者に対する発見保護活動を実施します。〈介〉  
(警察)

㉙県内3か所に無料相談センターを設置し、司法書士の行うことができる法律相談を実施します。〈予・介〉  
(県司法書士会)

㉚ホームページやリーフレットにより、県内3カ所で行っている無料相談の周知を図ります。〈予〉  
(県司法書士会)

㉛ゲートキーパーとして、不眠等うつ病の疑いが考えられる患者に対して「相談窓口用手引き」を活用し各種相談に応じます。〈予〉  
(県薬剤師会)

㉜自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自法的援助を求めることが難しいという司法アクセス障害を解消するため、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、アウトリーチするなどして法的問題を含めて総合的に問題を解決するための取組を行います。〈全〉  
(日本司法支援センター(法テラス))

### 【児童生徒等を対象とした施策】

㉝いじめや不登校をはじめ、集団不適應などの問題に対して指導・支援(電話相談、来所相談、公認心理師等相談、教育支援センター、メール相談)を行います。〈予〉  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)

㉞学校へ臨床心理士等のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置、派遣し、教育相談の充実を図ります。〈予・介〉【再掲】  
(県教育庁児童生徒支援課)

㉟教育センターのホームページ上で、生徒指導及び教育相談についてのさまざまな情報を発信します。また、相談窓口の紹介を行います。〈予〉  
(県教育センター)

㊱長崎県教育委員会と連携し、学校側が学校だけでは解決が困難な法的課題に直面した際に、適切な法的助言を受けられる機会を提供し、支援します。〈全〉  
(県弁護士会)

### 【労働者等を対象とした施策】

㊲長崎及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働者及び経営者などからの労働相談に対し、指導、助言を行います。〈予・介〉  
(県雇用労働政策課)

㊳産業保健相談(メンタルヘルス不調に陥った労働者からの相談、復職支援プログラム構築に係る相談、職場の改善整備に関する相談)を行います。〈全〉  
(長崎産業保健総合支援センター)

### 【高齢者等を対象とした施策】

㊴老人クラブ会員による友愛訪問活動(相互支援事業)を独居高齢者、病弱者を抱えている高齢者家族を対象に実施し、声かけ、話し相手、情報提供、外出同行などを行います。〈全〉  
(老人クラブ連合会、県長寿社会課)

## (2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

### 【対象者を特定しない施策】

①長崎県多重債務者対策協議会を設置し、多重債務者からの相談等への対応及び啓発活動等、多重債務問題の解決に努めます。〈予〉  
(県食品安全・消費生活課、県消費生活センター)

②セーフティネット貸付として、県下社会福祉協議会を窓口として生活福祉資金等の貸付を実施します。〈予・介〉  
(県福祉保健課)

③貸金業に関する相談対応を行います。〈介〉

- ・貸金業等の規制に関する法律に基づき、登録貸金業者の指導監督を行います。
  - ・ヤミ金融については、県警本部をはじめとする関係機関との連携を図ります。
  - ・多重債務者からの相談時は、適切な相談窓口への誘導を行います。
- (県食品安全・消費生活課、県消費生活センター)

④任意整理、破産、民事再生申し立て等、多重債務の法的な解決を行います。〈予〉  
(県弁護士会)

⑤弁護士会の「有料法律相談(長崎・佐世保の各法律相談センター)」及び「弁護士紹介制度(長崎)」における多重債務関係の相談料について、初回無料制度(法人の相談を除く)を案内し、より相談しやすい体制を整備します。〈介〉  
(県弁護士会)

⑥司法書士総合相談センターによる、無料相談会(司法書士業務全般にわたる相談会)を実施します。〈介〉  
(県司法書士会)

⑦貸金業界の指定紛争解決機関(金融ADR)として、次の業務を行います。〈予〉

- ・貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応
  - ・返済困難な相談者に対する債務解決支援
  - ・多重債務の再発防止を図るための支援(生活再建支援カウンセリング)
  - ・貸付自粛申告の受付等
- (日本貸金業協会)

⑧生活困窮者自立支援事業において、市民の様々な相談に対応します。〈全〉  
(各市町社会福祉協議会)

### (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

【労働者等を対象とした施策】

①各市町社会福祉協議会による各種の貸付事業を実施します(総合支援資金等)。〈予・介〉  
(各市町社会福祉協議会)

②若年者、中高年者への就業支援として、ハローワーク等、国や関係団体と連携し、個別相談から、就職活動に必要な能力取得のセミナー、職業紹介までの一貫した支援を実施します。〈予〉  
(県雇用労働政策課)

③ハローワーク職員に対し、うつ傾向がある来所者の早期発見ができるような知識の普及並びに相談窓口についての周知を行います。〈介〉  
(県保健所)

④就労意欲のある失業者等で住居を喪失又は喪失するおそれのある者に対して一定期間、住宅確保給付金を支給するとともに、就業機会の確保に向けた支援を行います。〈予〉  
(県福祉事務所)

⑤生活困窮者自立支援事業において、市民の様々な相談に対応します。〈全〉【再掲】  
(各市町社会福祉協議会)

### (4) 経営者に対する相談事業の実施等

【労働者等を対象とした施策】

①中小企業者向け融資相談を実施します(中小企業者向け制度資金の相談)。〈予・介〉  
(県商工会連合会、信用保証協会)

②国・県等が進める中小企業の成長発展を図るための各種金融施策を推進します。〈介〉  
(中小企業団体中央会)

③倒産防止特別相談室(倒産のおそれのある中小企業者からの相談)を実施します。〈予〉  
(県商工会連合会)

④中小企業者(個人事業者を含む)を対象とした、経営上の問題・悩み(売掛金回収、契約交渉、再建・再生、クレーム対応等)についての法律相談を実施します。〈全〉  
(県弁護士会)

⑤中小企業者を対象として、経営安定特別相談室(長崎県補助事業)、長崎県中小企業再生支援協議会(国の委託事業)、早期転換・再挑戦支援窓口事業(国の委託事業)を実施します。〈介〉  
(長崎商工会議所)

### (5) 法的問題解決のための情報提供の充実

【対象者を特定しない施策】

①法的問題解決のための情報提供の充実及び県民への周知を図ります。〈介〉  
(日本司法支援センター(法テラス))

### (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

【対象者を特定しない施策】

①地域のかかりつけ薬局として、薬物乱用防止を含めた、うつ病患者等に対する医薬品適正使用に努めます。〈予〉  
(県薬剤師会)

### (7) ICTを活用した自殺対策の強化

#### 【対象者を特定しない施策】

① SNS相談窓口を開設し、相談の窓口を広げます。〈全〉  
(県障害福祉課)

#### 【児童生徒を対象とした施策】

② メール・SNS相談窓口を開設し、こどもが抱える悩みについて気軽に相談できるようにします。〈全〉  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)

#### 【女性を対象とした施策】

③ メール相談窓口を開設し、女性からの相談に対応します。〈全〉  
(DV防止ながさき)

### (8) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等

#### 【対象者を特定しない施策】

① インターネット上の自殺予告事案にかかる書き込み者(自殺予告者)を特定し、本人及びその家族に対しての指導援助を行います。〈介〉  
(警察)

### (9) 介護者への支援の充実

#### 【高齢者等を対象とした施策】

① 介護関係者に対する研修会等に協力して、メンタルヘルスや自殺問題に対する普及啓発を行います。〈予〉  
(県保健所)

#### 【対象者を特定しない施策】

② 支援を必要としているケアラー(ヤングケアラー)の早期発見や適切な支援につなげるための施策を検討するため、ケアラー(ヤングケアラー)に関する実態調査を行います。〈全〉【再掲】  
(県長寿社会課、県子ども家庭課)

③ 長崎県ケアラー支援条例に基づき、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、今後の県のケアラー(ヤングケアラー)支援に関する基本方針と具体的施策を定め、計画に沿って、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援等に取り組みます。〈全〉【再掲】  
(県長寿社会課、県子ども家庭課)

### (10) ひきこもりの方及びその家族への支援の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

① ひきこもりに対するニーズに応じた必要な支援を行います。〈予〉【再掲】  
(県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」、県保健所、県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

### (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

① 性暴力被害者支援「サポートながさき」において、性犯罪・性暴力被害者に対する必要な相談支援を行います。〈介〉  
(県交通・地域安全課)

#### 【児童生徒等を対象とした施策】

② 児童相談所において、虐待を受けた子どもに対する必要な相談支援を行います。〈介〉  
(県こども家庭課)

### (12) 生活困窮者への支援の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

① 生活困窮者の支援について、相談窓口や資金貸付など、各種制度、施策の周知を図ります。〈予〉  
(県福祉事務所、県福祉保健課、各市町社会福祉協議会)

② 生活困窮者に対する包括的な相談支援を行います。〈介〉  
(県福祉事務所、各市町社会福祉協議会)

③ 生活保護に関する相談に対応します。〈全〉  
(県福祉事務所)

### (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

#### 【対象者を特定しない施策】

① 県福祉事務所に母子父子自立相談員を配置し、相談支援を行います。〈予〉  
(県こども家庭課)

② ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業による自立を促進するための相談支援を行います。〈予〉  
(県こども家庭課)

### (14) 性的マイノリティへの支援の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

① 地域社会や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への教育・啓発や相談対応の充実を図ります。〈全〉

(県人権教育啓発センター)

### (15) 在留外国人への支援の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①在留資格、仕事、医療、福祉、生活習慣のことなど、在留外国人の方の困りごとに多言語で対応する相談窓口を設置し、相談支援を行います。〈予〉  
(県国際課)

### (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

#### 【対象者を特定としない施策】

- ①対面や電話相談に抵抗がある方でも相談窓口につながるよう、SNS相談窓口を開設し必要に応じて助言及びつなぎ支援等を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

### (17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①県保健所及び市町を対象とした会議を開催し、自殺の現状及び対策などについて情報提供を行います。〈全〉  
(県障害福祉課)

## 10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実します。

### (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①救急医療機関における精神症状評価と初期診療PEEC(Psychiatric Evaluation in Emergency Care)「長崎PEECコース」を企画、開催します。〈全〉【再掲】  
(長崎大学病院精神科神経科)

### (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①救急部受診患者などの自殺未遂者に対する精神医学的治療と心理的サポートを行います。〈介〉  
(長崎大学病院精神科神経科)
- ②精神科救急医療体制の構築に向けた取組を行います。〈全〉  
(県障害福祉課、県保健所)

### (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①自傷行為・自殺未遂者の救急搬送時のよりスムーズな医療サービスの提供を図るため、二次救急医療機関、精神科医療機関、消防職員等に対して研修会を開催し、地域の連携体制の強化を図ります。〈介〉  
(県保健所)
- ②救急病院や警察などとの連携を行います。また、自殺未遂者への早期対応が可能なシステムづくりを行います。〈介〉  
(県精神科病院協会)

### (4) 家族等の身近な支援者に対する支援

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①自殺未遂(企図)事案を認知した場合、保護活動や行方不明者発見活動に関する規程に基づき、警察措置を行うとともに、他機関への通報、関係機関等との連携を行います。〈後〉  
(警察)
- ②自殺未遂者の家族等に対する対応とカウンセリングなどのサポートを行います。〈後〉  
(長崎大学病院精神科神経科)

### (5) 学校、職場等での事後対応の促進

#### 【児童生徒等を対象とした施策】

- ①こころの緊急支援事業(CRT)を実施します(学校内外における危機的な事件等の発生時にこころのケアを行う専門家チームを派遣し、現地の対策チームと連携し、ショックを受けた子どものこころの応急措置や二次被害拡大の防止)。〈後〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

### (6) その他

#### 【対象者を特定しない施策】

- ①自殺の危険を示す相談には十分な配慮をもって継続的に対応します。〈介〉  
(長崎いのちの電話)

### 11 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、関連施策を含めた必要な支援情報を得る事ができるように情報提供を推進するなど、支援を充実します。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

#### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

##### 【対象者を特定しない施策】

①自死遺族のつどいの開催に共同して取り組みます。<後>  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県保健所)

②地域における自死遺族のつどいの開催・運営の後方支援を行います。<後>  
(県保健所)

③自死遺族のつどいを実施します。<後>  
(自死遺族支援ネットワークRe)

#### (2) 学校、職場等での事後対応の促進

##### 【児童生徒等を対象とした施策】

①こころの緊急支援事業(CRT)を実施します(学校内外における危機的な事件等の発生時にこころのケアを行う専門家チームを派遣し、現地の対策チームと連携し、ショックを受けた子どものこころの応急措置や二次被害拡大の防止)。<後>【再掲】  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

#### (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

##### 【対象者を特定しない施策】

①遺族向けリーフレット及び事後対応用のパンフレットを配布します。<後>  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県保健所)

②各警察署案内窓口(自死遺族の精神面のケアを目的としたパンフレット等を備えつけます。<後>  
(警察)

③パンフレット作成時、医学的情報の提供に協力します。<後>  
(長崎大学大学院)

#### (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

##### 【対象者を特定しない施策】

①遺族支援の関係者に対する遺族支援研修会を実施します。<後>  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

#### (5) 遺児等への支援

##### 【児童生徒等を対象とした施策】

①学校との連携により、家族が自殺した場合、臨床心理士等のスクールカウンセラーを派遣するなど、子どものフォロー体制の確立を図ります。<後>  
(県教育庁児童生徒支援課)

②市町や警察等と連携して、遺族となった児童に関する養護等の相談を受け、必要な支援を行います。<後>  
(県こども家庭課)

③学校等の関係機関からの相談に対しては、必要な情報提供を行うとともに、本人、家族への相談支援を行います。<後>  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

#### (6) その他

##### 【対象者を特定しない施策】

①警察との会議で知識の普及や相談窓口等のパンフレットの設置を依頼します。<後>  
(県保健所)

②来院されるご遺族についての精神的ケアを行います。<後>  
(長崎大学大学院)

③電話相談を通してつらい思いを真摯に受けとめ、共感をもって対応し、つらい思いが和らぐまで寄りそうことに努めます。<後>  
(長崎いのちの電話)

④自死遺族支援に関する情報提供を強化するとともに、地域における遺族支援の体制整備を促進し、遺族が必要な支援に繋がることができる体制を整備します。<後>  
(県障害福祉課)

### 12 民間団体との連携を強化する

地域の自殺対策において、非常に重要な役割を担っている民間団体の活動を支援します。

#### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

【対象者を特定しない施策】

- ①NPO法人自死遺族支援ネットワークReとの連携を図ります。〈後〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

#### (2) 地域における連携体制の確立

【対象者を特定しない施策】

- ①各市町がそれぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進していくための体制整備にあたり民間団体と連携していくことを支援します。〈全〉  
(県保健所)

- ②NPOと行政との協働の推進を図ります。〈全〉  
(県県民生活環境課)

- ③企業等の産業保健分野との連携を図ります。〈予〉  
(長崎大学大学院)

#### (3) 民間団体の相談事業に対する支援

【対象者を特定しない施策】

- ①「長崎いのちの電話」の24時間体制の確立を図ります。〈介〉  
(長崎いのちの電話、県障害福祉課)

#### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

【労働者等を対象とした施策】

- ①民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行います。〈予〉  
(長崎労働局)

#### (5) その他

【対象者を特定しない施策】

- ①民間団体における自殺対策の取組を促進します。〈全〉  
(県障害福祉課)

### 13 勤務問題による自殺対策を更に推進する

長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策の推進に取り組みます。

#### (1) 長時間労働の是正

【労働者等を対象とした施策】

- ①いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康被害防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する指導監督の徹底など労働基準監督による指導監督を強化します。〈予〉  
(長崎労働局、各労働基準監督署)

#### (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【労働者等を対象とした施策】

- ①「健康経営」宣言事業に参加した事業所の活動に協力して、メンタルヘルスに関する啓発を実施します。〈予〉  
(県保健所)

- ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、事業者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。〈予〉  
(長崎労働局、各労働基準監督署)

- ③各関係機関に対し、自殺の現状や相談窓口について情報提供を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

#### (3) ハラスメント防止対策

【労働者等を対象とした施策】

- ①全ての事業所においてセクハラ・パワハラ及び妊娠出産等に関するハラスメントが行われないように雇用環境・均等室が周知・啓発を行い、これらハラスメントが生じた事業者に対して再発防止等の指導を行います。〈予〉  
(長崎労働局、各労働基準監督署)